議　員　　杉　本　憲　也

1　本市のより良い市民サービスに向けた取組の観点から、以下２点伺う。

⑴　職員の政策法務スキルアップについて、以下４点伺う。

ア　行政手続法令に係る職員研修の実施状況について

（回答）

職員研修につきましては、新規採用職員から管理監督者に至るまで、階層に応じた研修を実施するとともに、研修専門機関等が行う研修に派遣し、専門的な知識や技術の習得に努めているところであります。

現状におきましては、行政手続法令に特化した研修への参加の実績はありませんが、自治大学校における基本法制研修や、公益財団法人静岡県市町村振興協会が主催する「民法研修」、「行政争訟研修」、「法制執務研修」などを受講させ、職員の政策法務のスキルアップを図っているところであります。

イ　職員の自治体法務検定受験等各業務に係る資格取得状況について

（回答）

職員の資格取得につきましては、職務に関連した知識や技術の習得又は向上を目的とした特別研修制度を活用し、資格の取得推奨に努めているところであります。

令和元年度の実績につきましては、廃棄物処理施設技術管理者や狩猟免許など計６件の資格取得に至っておりますが、自治体法務検定につきましては、平成２５年度に庶務課文書法制係の職員が受検して以来、実績はありません。

今後につきましても、職員の政策法務のスキルアップの観点から、自治体法務検定をはじめ、各業務において必要な資格取得に努めてまいります。

ウ　先進地へのベンチマーキングや職員人事交流の実施状況について

（回答）

先進地へのベンチマーキングの実施状況につきましては、新図書館建設のため岡山県玉野市や高梁市を視察し、ＩＣＴなどを活用した利便性の高い図書館機能や、コミュニティ醸成の場である生涯学習機能を有する施設として、本市の取組の参考とさせていただいております。

また、職員の人事交流の実施状況につきましては、現在、静岡県東京事務所や静岡県オリンピック・パラリンピック推進課をはじめ、静岡県後期高齢者医療広域連合、静岡地方税滞納整理機構、さらには、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会へ職員を派遣し、静岡県から派遣された職員を環境課にて受け入れております。

今後につきましても、行政サービスの向上や職員のスキルアップのため、様々な行政分野において、必要に応じて先進地へのベンチマーキングや職員の人事交流を実施してまいりたいと考えております。

エ　行政リーガルドック制度の導入について

（回答）

行政リーガルドック制度につきましては、市が行う事務事業に法的な検討を加えることにより、事務事業の適法性を確保するものとして、導入する自治体もあり、法令に基づいた事務事業の執行のため有効な制度であると承知しております。

本市におきましては、内部統制の一環として、法令等を遵守しつつ、適正に業務を執行することを目的に、主要事業について業務手順書の作成を進めていることから、この中で法的な検討を実施するとともに、職員間での必要な知識の共有を図ってまいります。

⑵　「法律による行政」という観点から、以下３点伺う。

ア　伊東市土地利用事業等の適正化に関する指導要綱に基づく申請や届出に係る書類の受理概念の適否について

（回答）

伊東市土地利用事業等の適正化に関する指導要綱に基づく申請や届出に係る書類の受理概念につきましては、伊東市行政手続条例第７条の「申請に対する審査及び応答」及び同条例第３６条の「届出」の規定に準じ、申請書及び届出書の書類の記載事項に不備がなく、必要な書類が添付されているなど、形式上の要件に適合している場合に、当該書類が伊東市役所都市計画課に到達した状況をもって受理であるとしております。

イ　伊東市総合計画を最上位計画として位置づける根拠条例などの例規制定の見通しについて

（回答）

伊東市総合計画を最上位計画として位置づける根拠条例などの例規制定につきましては、伊東市総合計画審議会におきまして、一部の委員から、総合計画の最上位計画としての位置づけを担保する旨の例規が必要ではないかとのご意見をいただいたところであり、現在、例規の策定に係る作業を進めているところであります。

ウ　罹災証明書の全国統一様式への対応見通しについて

（回答）

罹災証明書につきましては、災害発生時における被災者の住居被害の程度を証明する書類として、被災者からの申請に応じて市町村が交付するものであり、様式については、市町村の任意とされてきたところであります。

しかしながら、近年の災害において、被災自治体へ応援職員を派遣した自治体から、自治体によって罹災証明書の様式が異なることが、罹災証明書の迅速な交付に支障を来たしているとの指摘があり、令和２年３月３０日付けで国から罹災証明書の統一様式が示されたことから、本市においては、既に９月１日から国の統一様式に変更したところであります。

また、罹災証明書の交付申請書につきましては、国から統一様式が示されていないた

め、現在、市独自の様式を使用しておりますが、今後、国から統一様式が示された際には、速やかに対応してまいります。

2　市民の訃報があった場合の、各課の情報共有連携体制について伺う。また、このうち、特に「伊東市空家等対策計画」が施行され半年が経過する中で、空き家等の発生防止の観点から、独り暮らしや市外在住の市内不動産所有者の死亡など空き家等が発生しそうなケースにおける情報共有体制や相続人特定などに関する各課連携状況はどのようになっているのか伺う。

（回答）

市民の訃報があった場合の各課の情報共有連携体制については、必要に応じ、各課職員が情報を得て、それぞれ共有を図る仕組みとしております。

また、本市における空家等対策につきましては、「伊東市空家等対策計画」に基づき、居住やその他の使用がなされていないことが常態化している建築物を対象とし、それらの発生予防や適切な管理、必要な相続人特定等の調査などの取組を進めるもので、庁内関係課における連携体制を明らかにするとともに、市民、町内会及び別荘地管理会社等、関係する皆様と、必要な情報共有に努めているところであります。

このため、独り暮らしの方や市外在住の市内不動産所有者の死亡に関しての、情報共有体制については、現在のところ、整備しておりません。

3　本年が最終年度となる「第５期伊東市障がい福祉計画」及び「第１期伊東市障がい児福祉計画」の中核事業である「地域生活支援拠点等の整備」状況及び次期計画に向けた同整備に関する見通しについて伺う。

（回答）

地域生活支援拠点事業につきましては、障がい者の重度化、高齢化、さらには保護者が亡くなった後を見据え、障がい者が地域において安心して生活できるよう、手厚い相談や地域における支援体制づくりを行うとともに、体調が悪化した場合などの緊急時に

はショートステイを利用できるなど、障がい者の在宅生活を支えるサービス提供体制を、地域の実情に応じて整備するものであります。

国の基本指針に基づき、令和２年度末までに本市及び熱海市の圏域内において、複数の障害福祉サービス事業所が機能を分担して整備を行う計画でありましたが、事業所間の調整が進まなかったこともあり、本年度末までの整備は困難な状況にありますので、現在、策定中である第６期障がい福祉計画において再度整備を位置づけ、関係機関、関係事業所との連携のもと、障がい者の地域生活支援体制の充実に努めてまいります。

４　本市の都市公園に関し、以下３点伺う。

⑴　都市公園に係る所管体制について伺うとともに、伊東市行政組織規則において、都市公園管理部門のみ分離して観光課の事務分掌とされている理由について伺う。

（回答）

都市公園に係る所管につきましては、平成３年度までは都市計画課が公園の設置や整備に係る業務を所管し、都市整備課が維持管理を所管しておりましたが、機構改革により公園施設の維持管理部分を観光課が所管することとなり、現在に至っております。

観光課が維持管理部分を所管している理由といたしましては、都市公園の中でも、小室山公園は山頂からの絶景やつつじ園、つばき園など、観光資源が充実していること、丸山公園はハイキングを目的とした来園者が多く、市民のみならず多くの観光客も来園するなど、観光施設としての要素が強いことに加え、観光スポットを中心に観光トイレの整備や維持管理を観光課が行っていたことから、都市公園内のトイレについても観光課が一体的に管理を行うことが効率的であるため、都市公園全体の維持管理を観光課が所管することになったものであります。

現在、都市公園の維持管理につきましては、伊東市振興公社が指定管理者として、適正な維持管理に努めておりますが、公園施設の新たな設置や修繕などにつきましては、都市計画課と観光課が緊密に情報共有を図りながら対応している状況であり、今後におきましても、両課が連携を図る中で公園利用者の利便性向上や利用環境の向上などに努めてまいります。

⑵　都市公園に設置されている遊具等の設備やトイレの更新増設に係る見通しについて伺う。

（回答）

遊具等の設備の更新増設につきましては、子育て支援の一環として、平成２７年度から、市内の１３か所の都市公園において、すべり台、ブランコ、うんてい、スプリング遊具等基本的遊具の更新や増設を行うこととしており、令和元年度までに、下峯、郷戸、吉田、芝原の各公園において遊具の更新や増設を行ったところであります。

今後の見通しにつきましては、今年度は、富戸公園において遊具を増設し、引き続き、その他の８か所の都市公園においても優先順位をつけて遊具を整備し、来園者の利用環境の向上を図ってまいります。

また、都市公園内のトイレにつきましては、主に昭和４０年代から５０年代に建設されたトイレが多く、老朽化が進んでいることに加え、バリアフリー化されていないなど、利用者にご不便をかけていることは承知をしております。

一方で、市内には観光トイレが３８か所あることから、これまでは優先順位を付けた中で、観光トイレの改修や建て替え、新たな観光トイレの設置などを進め、来誘客の利便性向上や本市のイメージアップを図ってきたところであります。

今後におきましては、これら観光トイレの改修や建て替え等の検討と併せ、都市公園内のトイレにつきましても優先順位を付けた中で順次改修や建て替え等を進め、来園者の利便性向上を図ってまいります。

⑶　都市公園について、足湯など温泉を活用した施設を設置すべきであると考えるが、いかがか。

（回答）

足湯など温泉を活用した施設につきましては、近年の健康志向の高まりもあり、新たな観光資源として多くの観光地において駅前や観光スポットへの設置が進められていることは承知をしております。

本市におきましても、伊東マリンタウンプロムナードに足湯「あったまりーな」を整

備したほか、都市公園内におきましても、伊東ふれあいセンターに隣接する松川公園に足湯「ふれあいの湯」を整備し、市民や市街地を散策される来遊客の皆様にご利用いただいており、また、温泉を活用したその他の施設といたしましては、東海館前や湯の花通り及びキネマ通りに「お手湯」を設置し、おもてなしを行っているところであります。

これら足湯やお手湯など、温泉を活用した施設の都市公園内への設置につきましては、常に清潔かつ衛生的な環境を保つためのきめ細やかな維持管理が必要であることから、都市公園の利用状況などを踏まえ、公園利用者や関係者のご意見等を伺うとともに、先進地の事例なども研究する中で検討してまいります。